事務所こらむ　まもなく2019年分の確定申告が始まります！

個人事業の方は、「あー、今年もこの季節か…」と思われる頃かと思います。
「あっ」という間の1年を感じる頃ですね。
2019年の個人所得税の確定申告は、「2020年2月17日から3月16日まで（申告納期限）」です。
今月は、お給与収入だけの方でも、皆さまに身近と思われる確定申告の話題を
2つお届けいたします。

私たちへ
確定申告の手続きを
ご依頼いただく皆さまへ

どうぞ、
2月15日頃まで
の資料のご準備に、
ご理解とご協力を
お願いいたします！

①　医療費控除

「払った医療費が10万円を超えると戻ってくる」と聞いたことがあるかもしれません。
しかしこの説明、実は間違いです！
正しくは

> 払った医療費が10万円を超えた場合
> 「超えた額×所得税率（個々人で異なります）」の所得税が減額される

です。ご家族の医療費を負担した場合は、その金額も含めて計算します。
対象となる医療費は、国税庁のホームページに掲載されています。
（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1122.htm）
「病気の予防などのためのビタミン剤」「疲れを癒したり体調を整えたりするマッサージ指圧師の施術」
などは対象外です。ご不明な点は、お問い合わせください。

②　ふるさと納税

確定申告が不要の方でふるさと納税をされた方、「ワンストップ特例」の申請はされましたか。
この申請手続きをしていないと、住民税からの控除を受けることができません。
「2019年に初めてやってみた！」方など、改めてご確認ください。
（確定申告をされる方は、ワンストップ特例は適用できません。控除証明書のご準備をお願いいたします。）

皆さまは、お仕事のなかで
「新しい設備を入れたい！」など
お考えのことがありますでしょうか。

過去、この紙面でもご案内しておりますが、
「ものづくり補助金」という制度があります。
その設備投資額について、
一定の補助金を受けることができるものです。

ただし、この申請には「準備」にとても時間を
要するのですが、毎回、公募が発表されてから
申請締切までがとても短いそうです。
つまり、公募されてからの準備では
間に合わない可能性が大きいのです。

少しでもご検討される場合には、
公表される前から、早めのご準備を
おすすめいたします。

（表面の参考資料）

2020（令和2）年からの控除額です。

＜基礎控除額＞

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超　2,450万円以下	32万円
2,450万円超　2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0　円

＜給与所得控除額＞

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40%-10万円
180万円超　360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超　660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超　850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円（上限）

みやぎ税務会計事務所　〒336-0926 埼玉県さいたま市緑区東浦和1-16-7-101　電話：048-799-3691　e-mail：miyagitax@tkcnf.or.jp